

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○農業振興地域整備基本方針の変更（農地・担い手対策課）	1

告 示

高知県告示第78号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定により農業振興地域整備基本方針を平成22年11月30日に変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成23年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

農業振興地域整備基本方針

平成22年11月30日

高 知 県

はじめに

1 基本方針の概要

農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」といいます。）は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」といいます。）第4条の規定により、都道府県知事がおおむね10年を見通して定めるものです。

基本方針には、都道府県知事が指定する農業振興地域や、市町村が策定する農業振興地域整備計画に関して、その基準ないし基本となるべき事項を掲げており、本県の基本方針は昭和45年3月に定めていますが、その後における農振法の改正を受けて、昭和51年3月、昭和60年8月、平成14年9月にそれぞれ変更しています。

2 農振法の改正

農振法第3条の2第1項の規定に基づき、農林水産大臣は「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「基本指針」といいます。）を定めるとともに、同法第4条第1項に基づき都道府県知事は、基本指針に基づいて基本方針を定めることとなっています。

この基本指針及び基本方針に定める事項については、平成21年12月に農振法の改正が施行され、基本指針については、「確保すべき農用地等の面積の目標」及び「都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項」を、基本方針については、「確保すべき農用地等の面積の目標」を追加することとなりました。

3 基本方針変更の趣旨

今回の基本方針の変更は、前述の農振法の改正内容に基づいて行うとともに、前回の基本方針変更時から社会経済情勢が変動しており、平成19年1月に変更しました本県の農業・農村の振興方向を示した『こうち農業・農村振興指針』及び平成21年3月に策定した『高知県産業振興計画』と整合性をとり、見直しを行いました。

また、本県においては、過疎化・高齢化の進行に伴う農業の担い手の減少や、農業以外の土地利用の需要などによって、農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、農地確保に向けて今後より一層の取り組みが求められていますので、県、市町村、農業者及び関係農業団体等が取り組むべき方向性を示しました。

4 基本方針の構成

この基本方針は、「確保すべき農用地等の面積の目標その他農用地等の確保に関する事項」、「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」及び「基本的事項」の3つの柱で構成しています。

第1章 確保すべき農用地等の面積の目標その他農用地等の確保に関する事項
 1 確保すべき農用地区域内農地面積の目標
 平成32年における農用地区域内農地の確保目標面積については、これまでのすう勢や、今後の農業振興地域制度（以下「農振制度」といいます。）の適切な運用と諸施策の推進によって、30.4千ヘクタールとします。

平成21年12月現在の農用地区域内農地面積 29.8千ha



すう勢の内容	平成32年までの農用地区域内農地面積の増減
農用地区域からの除外関係 (転用目的・農業経営の動向等によるもの)	△1.2千ha
農用地区域内における耕作放棄の発生関係 ・耕作放棄地の発生 ・共同活動の推進等の効果を考慮しない場合	△3.8千ha △0.2千ha △3.6千ha



これまでのすう勢が今後も継続した場合の、平成32年における農用地区域内農地面積 24.8千ha



農振制度の適切な運用と諸施策の推進内容	平成32年までの施策効果による農用地区域内農地面積の増減
農用地区域への編入関係 (10ヘクタール以上の集団農地・農業生産基盤整備事業の施行区域等)	+1.2千ha
農用地区域からの除外の抑制関係 (農振法改正による効果)	+0.1千ha
農用地区域内における耕作放棄の抑制関係 ・戸別所得補償制度等による効果 ・共同活動の推進等による効果	+3.7千ha +0.1千ha +3.6千ha
荒廃した耕作放棄地の再生関係	+0.6千ha



平成32年における農用地区域内農地の確保面積目標

30.4千ha

- (1) 確保すべき農用地区域内農地面積の目標設定の基本的考え方
 1に掲げる農用地区域内農地面積の目標の設定に当たっては以下の考えに基づいています。
 ア 目標年及び基準年
 確保すべき農用地等の面積の目標年は平成32年とし、目標設定の基準年は平成21年とします。
 イ 目標値の算定基準
 最近年のすう勢が今後（平成22年から平成32年まで）も同様に継続し、農用地区域からの農地の除外や耕作放棄地の発生により農用地区域内農地が減少した場合の平成32年時点の農地面積に、施策効果（農用地区域への編入促進及び除外抑制、耕作放棄地の発生抑制、耕作放棄地の再生）を加味して設定します。
 ※ なお、農用地区域内農地面積は、耕作放棄地の面積を除いたものとなっています。
- (2) 農用地等の確保の基本的考え方
 農振法では、農地と採草放牧地を一括して「農用地」としており、農用地・混牧林地・土地改良施設用地・農業用施設用地を総称して「農用地等」としています。
 農用地等のうち、特に農地については、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農業生産活動が行われることによって、食料の安定的な供給だけでなく、国土や環境の保全、水源のかん養といった多面にわたる機能（以下「多面的機能」といいます。）を発揮するものと期待されています。
 本県においては、過疎化・高齢化の進行に伴う農業の担い手の減少や、耕作放棄地の発生などの諸問題はあるものの、平成21年12月1日現在の農用地区域内農地面積は29.8千ヘクタールとなっています。これは平成10年度末の同面積29.6千ヘクタールを0.2千ヘクタール上回り（約0.6パーセント増）、前回見直し時に掲げた平成22年度当初の確保面積28.4千ヘクタールも1.4千ヘクタール上回ることができました。農地面積増となった背景には中山間地域等直接支払制度の施策効果によるところが大きいと思われます。
 また、近年における他県生産地との競合や輸入農産物の増加などによって、県内農業者をめぐる経営環境がますます厳しい状況になっているため、農地の確保に直接つながる施策の展開と併せて、グローバルな視点に立った農業振興施策への取り組みを進めていくことが求められています。
 農用地等の確保の具体的な施策として、農振法の改正により、農用地区域に含めるべき土地とされた10ヘクタール以上の集団的農地及び農業生産基盤整備事業の施行区域内の農地などの農用地区域への編入促進や、除外要件の厳格化に伴う農用地区域からの除外・転用の抑制を図っていきます。また、耕作放棄地については、戸別所得補償制度や中山間地域等直接支払制度を活用した、耕作放棄地の発生の抑制を図るとともに、すでに存在する耕作放棄地のうち赤区分（森林、原野化した農地）を除いた、緑区分（人手や農業機械で再生可能）と黄区分（基盤整備の実施で再生可能）の再生を目指します。
 今後は、このような状況を踏まえて、県、市町村、農業者及び関係農業団体が丸となって、優良農地（農用地区域内農地）の確保と有効利用に取り組んでいく必要があります。
- 2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取り組みの推進
 農用地等の確保については、特に農地を中心とする施策を次の方針で推進していきます。
 (1) 農地の保全・有効利用

ア 農地の保全

農用地区域の設定など農振法に基づく農振制度を適正に運用して、計画的な農業上の土地利用を推進するとともに、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地の転用許可制度を適正に運用することによって、優良農地を確保・保全し、無秩序な非農業的土地利用による開発を防止していきます。

また、地域の実情や自然環境への影響に配慮した上で、農業生産基盤の整備、耕作放棄地の発生の抑制、耕作放棄地の再生に取り組みます。

特に、中山間地域など農業の生産条件が不利な地域においては、良好な農業生産活動が行われるよう、中山間地域等直接支払制度を有効に活用するとともに、戸別所得補償制度を活用し、優良農地の保全に努めます。

イ 農地の有効利用

限られた資源である農地を有効に利用していくため、地域の実情や自然環境への影響に配慮した上で、認定農業者などの担い手や農業生産法人への農地利用集積などを推進するとともに、小規模な農家や高齢農家、兼業農家などの多様な担い手が意欲を持って持続的に営農を展開していけるような取り組みを進めます。

(2) 農業生産基盤の整備

生産性の高い農業への転換と担い手の確保、農用地の利用集積に資するほ場整備等の基盤整備を推進し、農用地の高度利用と営農コストの低減を図るとともに、自然環境への影響にも配慮することによって、良好な景観と土地利用秩序の形成に努めます。

また、計画の段階では農用地区域外の土地であっても、当該土地を含めて生産基盤整備を行うことが必要かつ適当と認められる場合には、農用地区域への編入を積極的に行うこととします。

(3) 非農業的土地需要への対応

ア 原則

農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域内の土地を農用地区域から除外しようとする場合には、農振法第13条第2項に規定されている除外要件をすべて満たす必要がありますので、農用地区域からの除外の可否に当たっては、除外要件に照らし合わせて適正に判断していきます。

また、農業振興地域整備計画の変更については、原則として、農振法第12条の2に規定されているおおむね5年ごとの基礎調査などを考慮して、計画的に行っていくこととします。

イ 公用公共用施設との土地利用調整

国又は地方公共団体が、農用地区域内の土地を公用公共用施設の用に供しようとする場合、農振法第16条に農用地利用計画の尊重と農用地区域内にある土地の農業上の利用の確保という責務規定があるだけでなく、当該規定にかんがみ、基本指針第4の(3)で農用地区域からの除外要件を満たすよう努めるものとされていますので、国及び地方公共団体に対しては、早期のうちに農振制度担当部局との連絡調整を行うよう働きかけていきます。

ウ その他農用地区域に関する土地利用調整

農振法第10条第4項に該当する土地は農用地区域に含まれない土地になりますが、周辺農用地区域の農業上の土地利用に著しい支障を生じさせないためにも、同項に該当する土地を農用地区域内の土地に定めようとする関係機関に対しては、早期のうちに農振制度担当部局との連絡調整を行うよう働きかけていきます。

エ 農業振興地域に関する土地利用調整

農振法第6条第3項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第23条第1項の協議が調って定められた市街化区域については、農業振興地域の指定をしてはならない

とされていますので、都市計画担当部局に対しては、市街化区域を変更しようとする場合、早期のうちに農振制度担当部局との連絡調整を行うよう働きかけていきます。

また、基本指針第3の(3)により、港湾法（昭和25年法律第218号）の臨港地区・港湾区域・港湾隣接地域や、自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園又は国定公園の特別保護地区、都市計画法の区域内の用途地域又は臨港地区については、農業振興地域の指定は相当でないかとされていますので、関係する担当部局に対しては、これらの区域を変更しようとする場合、早期のうちに農振制度担当部局との連絡調整を行うよう働きかけていきます。

(4) 交換分合制度の活用

農振法第13条の2に規定されている交換分合制度は、市町村が、農業上の土地利用と他の土地利用との調整に留意した上で、農用地区域内の農業上の土地利用を確保するとともに、農用地の集団化や農業構造の改善に資することを目的として行うものです。

今後、農業振興地域整備計画のおおむね5年ごとの基礎調査の結果などにより、農業振興地域整備計画を変更しようとする際に、農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため特に必要と認められる場合には、土地の所有者やその土地に関して権利を有する者などの意向を踏まえた上で、交換分合制度の積極的な活用を推進することとします。

(5) 推進体制の確立

基本方針や農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域振興及び地球温暖化対策に関する各種計画との調和や社会経済情勢の変動に留意した上で、今後の農振制度を適正かつ円滑に運用していくためにも、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、必要に応じて関係農業団体などから幅広く意見を求めることとします。

3 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 県全体の土地利用の基本的方向

ア 自然条件

本県は、四国の南部に位置し、太平洋と四国山地に囲まれた扇状の地形となっており、総面積は710,516ヘクタールですが、県土の84パーセントを森林が占め、平場が少ない状況にあります。

年平均気温は17.7度で、年間降水量は3,200ミリメートルとなっており、温暖で冬場の日照時間が長く、海岸沿いの平場から四国山地に至る山間部まで変化に富んだ自然条件を有しています。

イ 交通運輸条件

県内各市町村を結ぶ国道や県道の整備改良だけでなく、四国横断自動車道や高知東部自動車道など、高速交通時代に対応した道路網の整備が進んでいます。

JR土讃線を軸とした鉄道関係では、土佐くろしお鉄道宿毛線や、同鉄道ごめん・なはり線など、県東西にわたって鉄道網の整備が進んでいます。

また、航空機の大規模に対応した高知空港の整備や、高知新港の供用開始をはじめとした高知港の整備も進んでいます。

今後は、このような交通運輸条件が整備されることによって、産業経済の発展と県民生活の利便性が飛躍的に向上することが期待されています。

ウ 産業経済の発展及び土地利用の方向

本県の人口は、少子化や高齢化の進行などもあって年々減少していく傾向にあり、産業別人口では、産業構造の変化に伴って、第1次産業が減少し、第3次産業が増加していくことが見込まれます。

今後は、前述の交通運輸条件の整備とともに、情報通信技術の革新が一層進んでいき、より高度な産業経済の発展が見込まれますが、土地利用の方向としては、県全体の産業経済の

発展と限られた県土の有効利用という観点に立って、都市と農村の諸機能が相互に補完・発揮されるよう、地域の特性に応じた計画的な土地利用を推進していくことが必要です。

(2) 農業上の土地利用の基本的方向

ア 農業上の土地利用の方向

本県においては、温暖で冬場の日照時間が長いという農業生産に恵まれた気象条件を活かして、地域の特性に応じた多様な農業が展開されています。

具体的には、平坦地域では、水稻の早期栽培のほか、なすやきゅうりに代表される施設園芸農業が発展し、中山間地域では、酒米や香り米など特色のある米づくりをはじめ、ゆずや土佐褐毛牛などの個性ある地域特産物が生産されています。

特に、本県農業の最大の特徴であり、全国的にも高いシェアを持つ園芸野菜については、夏季の冷涼な気象条件を活かせる中山間地域でも積極的に展開され、平坦地域から中山間地域までのリレー生産による周年供給体制が整いつつあります。

農業上の土地利用の方向としては、このような平坦地域と中山間地域の特性を活かして、引き続き多様な農業を展開していくこととします。

イ 農業上の土地利用の推進

今後は、これまで以上に多種多様な土地利用の需要の高まりが予測されますが、農業・農村については、農業生産活動が行われることによって、食料の安定的な供給だけでなく、多面的機能を発揮することも念頭においた上で、非農業的土地需要への適切な対応、農業生産基盤の整備、認定農業者などの担い手や農業生産法人への農地利用集積、小規模な農家や高齢・兼業農家などの意欲ある多様な担い手の営農支援、耕作放棄の発生の抑制などを行って、優良農地の保全と有効利用に取り組んでいきます。

第2章 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
 農業振興地域とは、都道府県知事が、今後おおむね10年以上にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域として指定するものですが、本県の農業振興地域として指定することを相当とする地域については、農振法第6条第2項及び基本指針第3に定められている農業振興地域の指定基準に基づき、次のとおりとします。

(指定予定地域)

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
高知地域 (高知市)	高知市のうち、①都市計画法の市街化区域、②都市計画法の臨港地区(高知港)、③港湾法の港湾区域・港湾隣接地域(高知港)、④規模の大きな森林の区域、⑤春野総合運動公園を除いた地域	総面積 22,064ha (農用地面積 3,790ha)
室戸地域 (室戸市)	室戸市のうち、①都市計画法の臨港地区(室津港・佐喜浜港)、②港湾法の港湾区域・港湾隣接地域(室津港・佐喜浜港)、③室戸阿南海岸国定公園の特別保護地区、④規模の大きな森林の区域、⑤市役所周辺にある宅地の区域を除いた地域	総面積 7,563ha (農用地面積 944ha)
安芸地域 (安芸市)	安芸市のうち、①規模の大きな森林の区域、②市役所周辺及び安芸漁港周辺にある宅地の区域を除いた地域	総面積 25,341ha (農用地面積 1,468ha)
南国地域 (南国市)	南国市のうち、①都市計画法の市街化区域、②規模の大きな森林の区域、③規模の大きなゴルフ場(パシフィックゴルフクラブ)、④高知龍馬空港を除いた地域	総面積 10,365ha (農用地面積 2,941ha)
土佐地域 (土佐市)	土佐市のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 8,823ha (農用地面積 2,174ha)
須崎地域 (須崎市)	須崎市のうち、①都市計画法の臨港地区(須崎港)、②港湾法の港湾区域・港湾隣接地域(須崎港)、③規模の大きな森林の区域、④須崎港の背後地にある宅地の区域を除いた地域	総面積 12,300ha (農用地面積 1,308ha)
宿毛地域 (宿毛市)	宿毛市のうち、①都市計画法の用途地域、②都市計画法の臨港地区(宿毛湾港)、③港湾法の港湾区域・港湾隣接地域(宿毛湾港)、④足摺宇和海国立公園の特別保護地区、⑤規模の大	総面積 13,473ha (農用地面積 1,890ha)

	きな森林の区域を除いた地域				385ha)
土佐清水地域 (土佐清水市)	土佐清水市のうち、①都市計画法の臨港地区(清水港・以布利港)、②港湾法の臨港地区(下ノ加江港・下川口港)、③港湾法の港湾区域・港湾隣接地域(清水港・以布利港・下ノ加江港・下川口港・三崎港・あしずり港)、④足摺宇和海国立公園の特別保護地区、⑤規模の大きな森林の区域、⑥清水港・以布利港・下ノ加江港・下川口港・三崎港・あしずり港の背後地にある宅地の区域を除いた地域	総面積 9,511ha (農用地面積 966ha)		馬路地域 (馬路村)	馬路村のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域 総面積 3,566ha (農用地面積 85ha)
四万十地域 (四万十市)	四万十市のうち、①都市計画法の用途地域、②都市計画法の臨港地区(下田港)、③港湾法の港湾区域・港湾隣接地域(下田港)、④規模の大きな森林の区域、⑤規模の大きなゴルフ場(四万十カントリー倶楽部)を除いた地域	総面積 38,108ha (農用地面積 2,365ha)		北川地域 (北川村)	北川村のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域 総面積 10,347ha (農用地面積 271ha)
香南地域 (香南市)	香南市のうち、①港湾法の港湾区域・港湾隣接地域(手結港)、②規模の大きな森林の区域、③規模の大きなゴルフ場(黒潮カントリークラブ・土佐カントリークラブ)、④手結港の背後地及び海岸部沿線にある宅地の区域を除いた地域	総面積 12,252ha (農用地面積 2,571ha)		芸西地域 (芸西村)	芸西村のうち、規模の大きなゴルフ場(黒潮カントリークラブ・土佐カントリークラブ)を除いた地域 総面積 3,813ha (農用地面積 470ha)
香美地域 (香美市)	香美市のうち、①都市計画法の市街化区域、②規模の大きな森林の区域、③規模の大きなゴルフ場(土佐山田ゴルフ倶楽部)を除いた地域	総面積 32,609ha (農用地面積 3,094ha)		本山地域 (本山町)	本山町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域 総面積 9,127ha (農用地面積 604ha)
東洋地域 (東洋町)	東洋町のうち、①都市計画法の臨港地区(甲浦港)、②港湾法の港湾区域・港湾隣接地域(甲浦港)、③規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 5,490ha (農用地面積 232ha)		大豊地域 (大豊町)	大豊町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域 総面積 12,192ha (農用地面積 1,098ha)
奈半利地域 (奈半利町)	奈半利町のうち、①港湾法の臨港地区・港湾区域・港湾隣接地域(奈半利港)、②規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 2,127ha (農用地面積 249ha)		土佐地域 (土佐町)	土佐町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域 総面積 15,515ha (農用地面積 805ha)
田野地域 (田野町)	田野町全域	総面積 656ha (農用地面積 161ha)		大川地域 (大川村)	大川村のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域 総面積 7,753ha (農用地面積 162ha)
安田地域 (安田町)	安田町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 4,887ha (農用地面積)		いの地域 (いの町)	いの町のうち、①都市計画法の市街化区域、②規模の大きな森林の区域を除いた地域 総面積 34,713ha (農用地面積 1,156ha)
				仁淀川地域 (仁淀川町)	仁淀川町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域 総面積 11,384ha (農用地面積 860ha)
				中土佐地域 (中土佐町)	中土佐町のうち、①港湾法の臨港地区・港湾区域・港湾隣接地域(久礼港・上ノ加江港)、②規模の大きな森林の区域、③久礼港及び上ノ加江港の背後地にある宅地の区域を除いた地域 総面積 12,517ha (農用地面積 799ha)
				佐川地域 (佐川町)	佐川町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域 総面積 9,639ha (農用地面積)

		1,167ha)
越知地域 (越知町)	越知町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 10,714ha (農用地面積 510ha)
檜原地域 (檜原町)	檜原町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 9,186ha (農用地面積 726ha)
日高地域 (日高村)	日高村のうち、規模の大きなゴルフ場(錦山カントリークラブ・グリーンフィールゴルフ倶楽部)を除いた地域	総面積 4,356ha (農用地面積 304ha)
津野地域 (津野町)	津野町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 8,435ha (農用地面積 1,060ha)
四万十地域 (四万十町)	四万十町のうち、①規模の大きな森林の区域、②規模の大きなゴルフ場(高南カントリークラブ)を除いた地域	総面積 48,405ha (農用地面積 3,466ha)
大月地域 (大月町)	大月町のうち、①足摺宇和海国立公園の特別保護地区、②規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 9,122ha (農用地面積 980ha)
三原地域 (三原村)	三原村のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 5,367ha (農用地面積 417ha)
黒潮地域 (黒潮町)	黒潮町のうち、①都市計画法の臨港地区(上川口港)、②港湾法の臨港地区(佐賀港)、③港湾法の港湾区域・港湾隣接区域(上川口港・佐賀港)、④規模の大きな森林の区域、⑤佐賀港の背後地にある宅地の区域、⑥土佐西南大規模公園の一部、⑦規模の大きなゴルフ場(土佐ユートピアカントリークラブ)を除いた地域	総面積 12,925ha (農用地面積 1,323ha)
34地域 (34市町村)		総面積 444,645ha (農用地面積 40,801ha)

- ※1 指定予定地域名、市町村名、指定予定地域の規模：平成22年7月1日現在
 2 農用地面積：既存の農業振興地域内にある農地と採草放牧地の合計面積

第3章 基本的事項

1 農業生産基盤の整備の方向

(1) 農業生産基盤整備の基本的な考え方

農業生産基盤の整備は、原則として農用地区域を対象に実施することを基本とします。

本県農業の振興には、園芸作物を中心とした高品質で多様な農産物の生産を振興することが重要であり、生産性の高い農業への転換と担い手の確保に繋がるよう畑作導入も可能な基盤整備の推進が必要です。

このため、農地の区画の拡大や水田の汎用化、基幹的農業水利施設の老朽化対策など農業用排水施設の機能の維持増進等の整備、また、地すべり危険地や老朽ため池等においては、農地及び農業用施設への被害を防止し、国土保全と安全な農村環境に資するなどの農業農村整備を適切に実施していきます。

採草放牧地の整備については、主要作物である畜産(乳用牛・肉用牛)の振興を図るため、採草放牧地の改良整備、草地の更新等を行い地域の実情や条件に応じた自給飼料の生産利用の拡大を推進していきます。

(2) 農業農村の基盤整備

ア 高品質で多様な農産物の生産を支える基盤整備

園芸農業など収益性の高い農業への転換を図るとともに、担い手の育成・確保に資するほ場整備等の基盤整備を推進します。

園芸作物の導入に効果的な排水分離や暗渠排水、客土等の基盤条件の改善を進めることにより、生産性の高い農業への転換を図ります。

通作条件の改善や農産物輸送の効率化を図る農道等の整備は、県道や市町村道等の既設路線や農業用施設の活用計画などを踏まえて検討します。

イ 予防保全を通じた基幹的農業水利施設の延命化

農業用水を安定的に供給する頭首工(取水堰)や用水路等のかんがい施設の老朽化が進み、農地を湛水被害から守るために設置した排水機場の老朽化も進行しています。

こうした基幹的農業水利施設を今後も有効活用していくことが重要であるため、これら施設の機能診断を実施して予防保全計画を作成し、適切な保全管理による施設の長寿命化を図るとともに、計画的な更新整備により機能を維持していきます。

ウ 安心して暮らせる農村環境の整備

農村地域が有している国土の保全機能や保健休養機能などの多面的機能の維持は、農業生産活動等を通じて農地や農業用水等を適切に管理していくことが必要であるため、「中山間地域等直接支払制度」や「農地・水・環境保全向上対策」等を活用し、農地や農業用水等の保全活動を、農業者だけでなく地域ぐるみで取り組む仕組みづくりを進めていきます。

また、地すべり地帯等の災害危険地やため池等の施設については、防災点検の結果も参照し、農地及び農業用施設への危険性や優先度を検討したうえで、農業生産への被害を防止する対策を、住民の生命・財産の保全への寄与も踏まえ、適切に実施していきます。

(3) 広域整備の構想

二つ以上の農業振興地域にわたる広域的な農業生産基盤の整備については、関係市町村の農業振興地域整備計画との調和や、自然環境への影響に配慮しつつ、必要に応じて計画的に推進します。

複数市町村に跨る基幹的農業水利施設の整備は、多様な営農形態を踏まえて、土地利用や維持管理の実態を把握し、関係者と十分に調整を行いながら進めていきます。

2 農用地等の保全に関する事項

(1) 農用地等の保全の方向

農用地等のうち、特に農地については、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農業生

産活動が行われることによって、食料の安定的な供給だけでなく、多面的機能を発揮するものと期待されています。

よって、今後とも、県、市町村、農業者及び関係農業団体が一丸となって、優良農地を良好な状態で保全していく必要があります。

ア 農地の保全

地域の実情や自然環境への影響に配慮した上で、農業生産基盤の整備の推進、認定農業者などの担い手や農業生産法人への農地利用集積の推進、小規模な農家や高齢・兼業農家などの意欲ある多様な担い手の営農支援、地域での話し合いを基本とした集落営農組織の育成と耕作放棄地の発生の抑制などに努め、優良農地を良好な状態で保全します。

特に、中山間地域など農業の生産条件が不利な地域はもとより平地の地域においても、良好な農業生産活動が行われるよう、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策を推進するとともに、戸別所得補償制度なども有効活用して、棚田の保全や耕作放棄地の発生の抑制に努めます。

また、地すべり現象やため池の崩壊による農地等への被害の発生を未然に防止するため、地すべり対策や老朽ため池等の整備を計画的に実施します。

イ 環境保全型農業の推進

減農薬・減化学肥料栽培を推進するとともに、家畜排せつ物由来のたい肥などの有機性資源の循環利用を行うなど、環境保全型農業に積極的に取り組むことによって、地球温暖化対策にも配慮した、環境に負荷の少ない資源循環型の地域づくりを進めます。

(2) 農用地等の保全のための事業

ア 地すべり対策の実施

地すべり現象の兆候が確認された地域においては、移動量を観測するなど、緊急性や影響範囲を適切に判断しながら、計画的に地すべり対策を実施し、農用地等の保全を図るとともに、安全・安心な農村環境の実現にも資するものとして計画的な実施に努めます。

イ 老朽ため池の整備

県内の一定規模以上のため池については、漏水量の変化や堤体の変状などを把握し、かんがい受益や民家、公共施設など下流域への影響の程度などから、危険度を総合的・客観的に評価し、緊急を要すると判断されるため池について、部分改修やハザードマップ等の活用も図るなど、ソフト面の対応も含め、計画的かつ効率的に対策を進めていきます。

(3) 農用地等の保全のための活動

優良農地を良好な状態で保全するため、集落あるいは数集落を活動範囲として農作業の受委託を行う農業生産組織の育成などに努めます。

特に、中山間地域など農業の生産条件が不利な地域においては、個々の農家の取り組みだけでは地域の農業や集落を維持できない状況が見受けられますので、集落ぐるみで営農を行う集落営農を推進するとともに、軽量な品目を導入して高齢農業者に適した農業を展開することによって、優良農地を良好な状態で保全します。

また、農地や農業用水路等の地域資源は、従来から農業者を中心とした共同管理によって守られてきましたが、近年の過疎化・高齢化・混住化の進行に伴う集落機能の低下により、こうした資源を守る力が失われつつあります。

このため、農地・水・環境保全向上対策事業を活用し、農家と地域住民が共に参加し保全管理を行う共同活動の組織づくりや、環境にやさしい生産技術を導入した営農活動を進める取り組みを進めます。

なお、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策事業などを活用した、地域ぐるみでの耕作放棄地の発生抑制に向けた取り組みを推進します。

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ

つ総合的な利用の促進に関する事項

本県の農業・農村が持続的に発展していくためには、県、市町村、農業者及び関係農業団体が一丸となって、農業経営の規模の拡大や、農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を進めていく必要があります。

(1) 農業経営の規模拡大の方向

地域の実情や自然環境への影響に配慮した上で、農作業の受委託を含めた広い形での利用権設定等促進事業や農地保有合理化事業などを積極的に推進することによって、意欲のある農業経営者に優良農地を集積し、農業経営の規模の拡大を進めます。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用促進の方向

集落ぐるみで営農を行う集落営農を推進するとともに、農業機械を共同で利用する仕組みづくりや、集落あるいは数集落を活動範囲として農作業の受委託を行う農業生産組織の育成に努めます。

また、地域で生産された農産物をその地域で消費する「地産地消」を進めるため、地域内における直販活動、農産物加工への原料供給、学校給食への地元農産物の供給、消費者と農業者の交流などを推進します。

(3) 主要営農類型

経営感覚に優れた自立的な農業経営者を育成するためには、優良な経営事例を参考にした上で、今後の取り組みを推進していく必要があります。

また、農地の効率的な利用の促進については、公共牧場の活用、肉用牛等による水田放牧や電気牧柵を利用した簡易放牧、飼料用稲（飼料米、WCSなど）の生産など自給飼料基盤としての生産利用の拡大を推進し、併せて自然環境の保全、良好な景観の形成を図ります。

次に示す主要な営農類型ごとのモデル事例は、現に県下各地域で展開されている優良な経営事例に基づくものであり、経営の概要や特徴を明示するとともに、今後想定される経営の改善事項についても触れています。

営農類型	モデル事例		
	経営の概要	経営の特徴	今後の改善事項
施設ナス 30 a	収量 18 t / 10 a (参考) 農家手取単価 240円/kg 販売単価 316円/kg (H19～21園芸年度平均) 粗収益 14,146千円 経営費 8,464千円 (減価償却費 2,382千円) 所得 5,681千円 (所得率 40%) 労働時間 6,346時間	促成栽培 APハウス・自動灌水・自動天窓 購入苗利用 IPM技術 共同選果機利用	減農薬技術の導入拡大 (防虫ネット、ハチ、天敵) 収量・品質・栽培技術の向上 (優良品種の導入、基本技術の徹底) 計数管理
施設キュウリ 25 a	収量 20 t / 10 a (参考) 農家手取単価 220円/kg	促成栽培 APハウス・自動灌水・自	減農薬技術の導入拡大 (防虫ネット、生物農薬、紫外線カットフィル

	<p>販売単価 305円/kg (H19~21園芸年度平均)</p> <p>粗収益 11,000千円</p> <p>経営費 6,610千円 (減価償却費 2,736千円)</p> <p>所得 4,389千円 (所得率 40%)</p> <p>労働時間 4,227時間</p>	<p>動天窓 購入苗利用</p>	<p>ム、マルチ)</p> <p>収量・品質・栽培技術の 高位平準化(有望品種の 探索、難病害虫防除技 術)</p> <p>計数管理</p>		<p>労働時間 8,945時間</p>			
施設小ネギ 40 a	<p>収量 4.5 t / 10 a (参考)</p> <p>農家手取単価 628円/kg</p> <p>販売単価 840円/kg (H19~21園芸年度平均)</p> <p>粗収益 12,854千円</p> <p>経営費 8,348千円 (減価償却費 2,862千円)</p> <p>所得 4,505千円 (所得率 35%)</p> <p>労働時間 11,339時間</p>	<p>雨よけ・周年 栽培 調整作業員の 雇用 A Pハウス 自動ネギ洗い 機 パーシャルシ ール包装</p>	<p>周年安定生産の強化 収量・品質・栽培技術の 高位平準化(高温期の発 芽対策、耐暑性品種の検 討等)</p> <p>計数管理</p>					
施設シントウ 13 a	<p>収量 8 t / 10 a (参考)</p> <p>農家手取単価 1,053円/kg</p> <p>販売単価 1,446円/kg (H19~21園芸年度平均)</p> <p>粗収益 10,959千円</p> <p>経営費 5,276千円 (減価償却費 1,492千円)</p> <p>所得 5,682千円 (所得率 52%)</p> <p>労働時間 2,898時間</p>	<p>促成栽培 A Pハウス 自動灌水 3重被覆 購入苗利用 I P M技術</p>	<p>減農業技術の導入拡大 (防虫ネット、天敵、紫 外線カットフィルム)</p> <p>収量・品質・栽培技術の 向上(黒枯病対策、施肥 技術の向上等)</p> <p>コスト削減(重油代替ボ イラー、多重被覆等)</p> <p>計数管理</p>					
施設ニラ 30 a + 露地ニラ 10 a 計40 a	<p>収量 施設 9 t / 10 a 露地 4 t / 10 a (参考)</p> <p>農家手取単価 380円/kg</p> <p>販売単価 527円/kg (H19~21園芸年度平均)</p> <p>粗収益 12,240千円</p> <p>経営費 7,707千円 (減価償却費 2,009千円)</p> <p>所得 4,532千円 (所得率 37%)</p> <p>労働時間 7,082時間</p>	<p>施設と露地の 組み合わせ 調整作業員の 雇用 A Pハウス 自動灌水</p>	<p>有望品種の探索 収量・品質・栽培技術の 向上(高温対策、点滴チ ューブの利用技術等)</p> <p>計数管理</p>					
施設ピーマン 45 a	<p>収量 16.5 t / 10 a (参考)</p> <p>農家手取単価 323円/kg</p> <p>販売単価 455円/kg (H19~21園芸年度平均)</p> <p>粗収益 24,682千円</p> <p>経営費 18,794千円 (減価償却費 5,429千円)</p> <p>所得 5,888千円 (所得率 24%)</p>	<p>促成栽培 A Pハウス 自動灌水 購入苗利用 I P M技術</p>	<p>減農業技術の導入拡大 (防虫ネット、天敵、紫 外線カットフィルム)</p> <p>収量・品質向上・栽培技 術の高位平準化(CO₂ 施用技術等)</p> <p>コスト削減(多重被覆、 重油代替ボイラー等)</p> <p>計数管理</p>					
露地ショウガ 60 a	<p>収量 5 t / 10 a (参考)</p> <p>農家手取単価 400円/kg</p> <p>販売単価 705円/kg (H19~21園芸年度平均)</p> <p>粗収益 12,000千円</p> <p>経営費 7,458千円 (減価償却費 1,192千円)</p> <p>所得 4,541千円 (所得率 38%)</p> <p>労働時間 1,905時間</p>	<p>露地栽培 予冷库 収穫機 収穫作業員の 雇用</p>	<p>減農業技術の導入拡大 (生物農業、黄色防蟻 灯、マルチ、雑草除去)</p> <p>収量・品質・栽培技術の 高位平準化(MB代替剤 の実証等)</p> <p>計数管理</p>					
露地オクラ 10 a	<p>収量 3 t / 10 a (参考)</p> <p>農家手取単価 438円/kg</p> <p>販売単価 717円/kg (H19~21園芸年度平均)</p> <p>粗収益 1,407千円</p> <p>経営費 572千円 (減価償却費 115千円)</p> <p>所得 834千円 (所得率 59%)</p> <p>労働時間 1,398時間</p>	<p>露地栽培</p>	<p>トンネル早熟栽培の推進 による面積拡大</p> <p>収量・品質・栽培技術の 高位平準化(果実黒斑病 対策等)</p> <p>計数管理</p>					
露地ユズ 50 a	<p>収量 2.1 t / 10 a (参考)</p> <p>農家手取単価 405円/kg</p> <p>販売単価 612円/kg (H19~21園芸年度平均)</p> <p>粗収益 4,258千円</p> <p>経営費 2,089千円</p>	<p>露地栽培 低温貯蔵庫 カラーリング 施設 スピードスプ レヤー 青果率 35%</p>	<p>計画出荷の励行(青玉、 カラーリング、黄玉、貯 蔵)</p> <p>優良系統の選抜母樹を育 成・供給</p> <p>収穫量・時期の予測精度 向上</p>					

	(減価償却費 所得 (所得率 労働時間	642千円) 2,169千円 51%) 1,411時間		隔年結果の防止、青果用 出荷率の向上 計数管理
施設ユリ 40 a	収量 カサブランカ 8,370本/10 a その他オリエンタル系ユリ 12,555本/10 a (参考) 農家手取単価 カサブランカ 415円/本 その他オリエンタル系ユリ 204円/本 販売単価 293円/本 (H19~21園芸年度平均) 粗収益 24,185千円 経営費 18,253千円 (減価償却費 3,516千円) 所得 5,932千円 (所得率 25%) 労働時間 3,815時間	促成栽培・年 2回作・ APハウス ヒートポンプ 輸入冷凍球・ 切り下球利用 共同冷蔵庫、 共同蒸気消毒 機	優良輸入球根の確保 切り下球の利用技術向上 安定生産・安定出荷のため の、品種選定と作付計 画 コスト削減(ヒートポン プの活用等) 計数管理	

畜産
(肉用牛繁殖・肥育一貫経営)

営農類型	モデル事例		
	経営の概要	経営の特徴	今後の改善事項
繁殖 20頭 肥育 55頭	肥育牛販売頭数 35頭 雌子牛販売頭数 7頭 経営費 21,488千円 (減価償却費 2,012千円) 労働時間 2,590時間 (参考) 販売収益 28,570千円 所得 7,081千円 (所得率 33%)	去勢若齢肥育 肥育終了月齢 26.5ヶ月 終了時体重 720kg	肥育技術の向上(格付成 績) 低コスト生産 受胎率の向上(1年1 産) 事故率の低下

4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

消費者ニーズが高度化・多様化するなかで、本県の農業・農村が持続的に発展していくためには、安全・安心で高品質な農産物の生産、生産性の向上と省力化及び温室効果ガス排出削減等地球温暖化防止を目指した施設の整備、消費地と産地をつなぐ情報ネットワークシステムの整備など、農業の近代化に取り組んでいく必要があります。

(1) 重点作物別の構想

次に掲げる主要作物ごとに、投資効率などの分析を行って過大な設備投資を防止するとともに、地域の実情や自然環境への影響にも配慮した上で、農業の近代化のための施設整備を推進します。

ア 稲、麦及び大豆

面的な集積を図り、生産性の向上と省力化を目指すため、コンバインなどの高性能農業機械の導入や、乾燥調製施設などの整備を推進します。

イ 野菜

基幹品目を中心とした農業生産の維持安定を実現するため、集出荷施設、育苗施設、たい肥製造施設などの整備を推進するとともに、レンタルハウス整備事業などを活用して中山間地域での産地化を進め、平坦地域とのリレー生産による周年供給体制を確立します。

また、省エネルギーやコスト削減につながる機械や設備の導入を推進します。

ウ 果樹

栽培管理の省力化を目指すため、モノレールやスプリンクラーなどの整備を推進します。

また、労力分散や経営の安定化を図るため、節油対策を講じた施設化を推進します。

さらに、非破壊検査のできる選果機を導入して、高品質が保証された出荷を行うとともに、規格外品や搾汁後の皮を活用するための搾汁・加工施設の導入に取り組みます。

エ 花き

生産性の向上と省力化を目指すため、養液栽培の導入や自動防除機などの整備を推進します。

また、県産花きのブランド化と産地形成に向けて、品目の絞り込みを行うとともに、共同選花場の整備を推進し、品質・規格の統一を進めます。

オ 工芸作物

生産性の向上と低コスト・省力化を目指すため、重油コスト削減につながる機械設備の整備等を推進します。

カ 畜産

生産コストの低減や省力化を図るため、飼養管理技術の向上や飼養環境改善のため施設整備を推進し、併せて、家畜排せつ物の利用を促進し自給飼料基盤に立脚した循環型畜産を進めます。

また、肉用牛については、繁殖・育成・肥育技術の向上、受精卵移植等先端技術の活用や地域内一貫生産体制の推進による生産基盤の強化に取り組み、生産から流通・消費拡大に至るまでの取り組みを一体的に推進します。また、酪農については、フリーストール畜舎やミルクングバーラー方式などの施設整備を進めるとともに、牛舎環境の改善に取り組むことにより生産性の向上を図ります。

(2) 環境保全型農業の推進

消費者の食の安全・安心への関心の高まりに加えて、農業生産に伴う環境への負荷の低減が大きな課題となっています。

本県では、園芸産地を中心に全国に先駆けて、天敵などの生物資材や物理的資材を用いた農業生産技術の導入に取り組んでいます。

本県農業、特に園芸農業では、環境保全型農業に関する栽培技術で培ってきた優位性を生かし、さらに環境保全型農業のトップランナーを目指し、消費者に信頼され選ばれる「ままとまりのある産地づくり」に取り組めます。

(3) 広域整備の構想

2つ以上の農業振興地域にわたる広域的な近代化施設の整備については、関係市町村の農業振興地域整備計画との調和や、自然環境への影響に配慮しつつ、必要に応じて計画的に推進します。

具体的には、育苗施設や集出荷・処理加工施設などの広域的な基幹施設の整備を推進します。

また、情報通信技術の活用は、農産物集出荷などの物流を促進するなど、生産から流通に至る各段階で様々な可能性をもたらすことが期待できますので、消費地と産地をつなぐ情報ネットワークシステムの整備を進めるためにも、「こうち農業ネット」や園芸流通センターの情報処理システムを有効に活用して、県下における広域ネットワークの形成に取り組みます。

5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設整備の方向

これまでの農業経営は、収量や秀品率の向上を追求することに重点がおかれていましたが、今後は、これらに加えて、消費者のニーズへの的確な対応、情報の積極的な活用、計画的な財務・労務・販売管理が行えるような、経営感覚に優れた自立的な農業経営者が求められています。

このような状況を踏まえて、今後は、投資効率などの分析を行って過大な設備投資を防止するとともに、地域の実情や自然環境への影響にも配慮した上で、農業経営者の育成・確保のための施設整備を推進します。

具体的には、認定農業者、青年農業者、新規就農者、女性農業者及び高齢農業者の意向を踏まえて、就農支援施設、農作業体験施設、農業情報に係る情報通信施設などを総合的に整備していきます。

また、新規就農者や意欲のある農業経営者が生産技術と経営方法を円滑に修得できるよう、研修施設の整備を計画的に推進するとともに、インターネットを活用した情報網の整備にも取り組みます。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

ア 農業経営者の育成・確保

経営感覚に優れた自立的な農業経営者を育成・確保するため、農業者が自らの経営の状況を把握・分析した上で中長期的な経営改善目標を策定できるよう、個々の経営状況に応じた経営指導や情報提供に取り組みます。

イ 農業生産法人の育成

農業生産法人については、地域農業の中核的な役割だけでなく、農地利用集積の受け皿や若者の就職先として、今後の農業において重要な役割を担うことが期待されますので、農業生産法人の育成を支援するとともに、企業のセンスを備えた農業経営者に対しては、その熟度に応じて、農業生産法人に関する研修や個別の指導、相談活動などを行って、法人化を促進します。

ウ 新規就農者の確保・育成

農家の後継者の就農促進に取り組むことはもとより、農外からの就農希望者を受け入れ、就農を支援する体制を整備し、本県での就農のPRから、就農相談、技術の習得、営農準備、営農開始後の経営発展まで、それぞれの段階に応じた支援策を整備します。

営農の開始に当たっては、初期投資を軽減し、安定した就農を促進するためにレンタルハウス整備事業や無利子資金である就農支援資金の貸付制度などの活用と合わせて、県農業公社による農地、空きハウスなどの就農に必要な情報提供などの支援策を強化します。また、JAなどの関係機関と連携した営農・技術指導を行うとともに、経営発展に向けた施設整備等への支援など、新規就農者の確保・育成を積極的に推進します。

エ 地域リーダーの育成

中山間地域における農業生産の維持や集落の活性化など、地域全体の話し合いを基本として解決しなければならない課題に対応するため、他地域の取り組み事例に関する情報提供や、地域全体の合意形成のあり方などを普及することによって、地域のまとめ役となるリーダーの育成につなげます。

オ 女性農業経営者の育成

本県農業で重要な役割を果たしている女性農業者の地域社会や農業経営への参画を促進するとともに、農村女性リーダーをはじめとする、経営感覚に優れた女性農業経営者を育成します。

カ 集落営農の育成

中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全活動に取り組んでいる農業集落を中心に、集落ぐるみでの土地利用や生産体制の強化に向けた話し合いを通じて集落営農組織の育成を推進します。

また、集落営農組織の育成に当たっては、女性や高齢者など、農業生産に意欲のある多様な担い手が、それぞれの立場で能力が発揮できるような集落営農の組織化を推進します。

キ 農作業ヘルパーの仕組みづくり

農業経営の維持や規模拡大、農家のゆとりの確保に向けて、繁忙期や病気などの不測時に農作業への労働力を確保する農作業ヘルパーの仕組みづくりを推進します。

6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

(1) 農業就業者の安定的な就業の促進の目標

本県においては、県下34市町村のうち28市町村が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域であり、過疎地域の大半が中山間地域を中心とした農村となっています。

中山間地域を中心とした農村では、農業の生産条件が不利だけでなく、安定した就業の場が少ないこともあって、若年層を中心に都市部への人口流出が続いており、一部の地域においては、集落としての機能の維持が限界となっている「限界集落」が見受けられています。

このような状況を踏まえて、本県の農業・農村が持続的に発展していくためには、農業経営の規模の拡大、集落ぐるみで営農を行う集落営農、地域で生産された農産物をその地域で消費する「地産地消」などを推進することはもとより、不安定な就業形態にある兼業農家に対して、安定した就業機会を確保していくことが必要です。

こうした兼業農家に対する安定的な就業機会の確保に取り組むことによって、集落としての機能の維持や、若年層による農村への定住促進につながり、農村における過疎化・高齢化の進行を抑制することが期待されます。

(2) 農村地域における就業機会確保のための構想

レンタルハウス整備事業を活用した夏秋期を中心とする園芸農業の導入、酒米や香り米などの特色ある米づくり、農産物の加工品づくりなどを進めることにより、不安定な就業形態にある兼業農家に対して、安定した就業機会を確保していきます。

また、農産物の産直販売、グリーン・ツーリズム、体験農園などを通じた都市住民との交流活動や、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づく適正かつ計画的な企業の導入などに取り組むことによって、より多様な就業機会を確保していきます。

また、農畜産物加工等においては、高知県の特産畜産物である土佐和牛（土佐あかうし、黒毛和牛）、豚、土佐ジローや土佐はちきん地鶏について、生産から加工、販売までを取り込んだ6次産業化への取り組みを推進し、地域の特性を活かした多様な生産から加工・流通に至る新たな事業参入を促進し、併せて経営基盤の拡大と経営体質の強化を図ります。

このように、兼業農家の所得向上の観点からも必要な就業機会を確保していき、集落として

の機能の維持や、若年層による農村への定住促進につなげます。

7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

(1) 生活環境施設の整備の必要性

本県の農村における生活環境施設については、道路や下水道をはじめとした公用公共用施設の整備は進んでいるものの、都市部と比較するとその整備水準が低いだけでなく、集会施設、農村公園、農村広場など、農業従事者の健康増進や憩いの場となる施設の整備も立ち後れている状況にあります。

このような状況を踏まえて、本県の農業・農村が持続的に発展していくためには、公用公共用施設の整備と連携を図り、農業従事者の健康増進や憩いの場を整備することによって、農業従事者間の連帯感を育むとともに、潤いと安らぎのある地域づくりを進めていく必要があります。

(2) 生活環境施設の整備の構想

農業従事者が快適に生活できるよう、集会施設、農村公園、農村広場など、健康増進や憩いの場となる施設の整備に取り組んでいきますが、このような生活環境施設の整備の方針については、次のとおりとします。

その地域における主として農業従事者の利用人口と利用圏を見込んだ上で、適正な規模及び配置となる施設にするとともに、既存道路との関連や周辺の土地利用状況についても十分考慮することとします。

また、類似施設との機能分担を明確にした上で、農村固有の景観や豊かな自然環境に配慮するなど、農村の特性を活かした施設整備を行います。

さらに、農業従事者以外の地域住民にとっても快適な生活環境となるよう配慮するとともに、施設の管理・運営については、当該施設を利用する地域住民の自主的な活動によって適正に行われるよう必要な支援を行います。